

教 育 長	白 木 裕 治	総 務 部 長	川 村 登志幸
企 画 部 長	石 川 博 紀	市 民 環 境 部 長	山 田 敏 晴
健 康 福 祉 部 長	林 正 男	産 業 建 設 部 長	大 熊 秀 敏
林 政 部 長 兼 根 尾 総 合 支 所 長	洞 口 義 明	上 下 水 道 部 長	杉 山 敏 郎
教 育 委 員 会 事 務 局 長	高 橋 卓 郎	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	村 瀬 敏 勝

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議 会 事 務 局 長	安 藤 正 和	議 会 書 記	杉 山 昭 彦
議 会 書 記	山 本 憲		

開議の宣告

議長（後藤壽太郎君）

ただいまの出席議員数は18人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（後藤壽太郎君）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号13番 瀬川治男君と15番 上谷政明君を指名いたします。

日程第 2 諸般の報告

議長（後藤壽太郎君）

日程第 2、諸般の報告を行います。

各常任委員会からの報告をお願いいたします。

最初に、産業建設委員会の報告を委員長に求めます。

産業建設委員会委員長 鵜飼静雄君。

産業建設委員会委員長（鵜飼静雄君）

それでは、産業建設委員会から報告をします。

8月30日午前9時から、糸貫分庁舎2階特別会議室において産業建設委員会を開催しました。

委員会には委員6名と議長が出席し、藤原市長、青木副市長、各所管部長のほか関係職員の出席を求め、付託案件5件の審査と協議案件2件の協議を行いました。

初めに、産業建設部の案件である議案第55号 平成25年度本巢市一般会計補正予算（第2号）について協議しましたが、質疑等はありませんでした。

次に、認定第1号 平成24年度本巢市一般会計歳入歳出決算について協議を行いました。

委員からは、有害鳥獣駆除の奨励金や捕獲委託料に不用額が生じた理由について、また農地・水保全管理支払交付金事業に関連して、除草作業後に河川の下流に流れ着く草等の処理について、また用地買収費関連の不用額の発生理由についての質疑がありました。

続いて、上下水道関係の付託案件、議案第52号 本巢市水道事業給水条例の一部を改正する条例について、認定第4号 平成24年度本巢市簡易水道特別会計歳入歳出決算について、認定第5号 平成24年度本巢市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について、認定第6号 平成24年度本巢市公共下水道特別会計歳入歳出決算について、認定第7号 平成24年度本巢市水道事業会計決算について審査を行いました。

次に、協議案件である認定第1号 平成24年度本巢市一般会計歳入歳出決算のうち、上下水道部に属する決算について補足説明を受けた後、協議しましたが、特に質疑等はありませんでした。

以上、報告します。

議長（後藤壽太郎君）

次に、文教福祉委員会の報告を委員長に求めます。

文教福祉委員会委員長 船渡洋子君。

文教福祉委員会委員長（船渡洋子君）

おはようございます。

それでは、文教福祉委員会から報告をさせていただきます。

9月2日午前9時から、真正分庁舎3階第1委員会室において文教福祉委員会を開催いたしました。

委員会には委員6名と議長が出席し、議案説明のため、藤原市長、青木副市長、白木教育長、各所管部局長のほか関係職員の出席を求め、付託案件4件の審査と協議案件2件の協議等を行いました。

初めに、市民環境部関係の付託案件である議案第50号 本巢市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、認定第2号 平成24年度本巢市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、認定第3号 平成24年度本巢市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についての審査を行いました。

次に、協議案件である議案第55号 平成25年度本巢市一般会計補正予算（第2号）について協議しましたが、特に質疑等はありませんでした。

認定第1号 平成24年度本巢市一般会計歳入歳出決算についての協議では、委員から、放射線測定器の保有台数、保管場所、貸し出しの可否及び測定結果について、一般廃棄物処理費についての質疑がありました。

次に、健康福祉部関係の議案の審査と協議に移り、初めに付託案件である議案第51号 本巢市子ども・子育て会議条例についての審査を行いました。

次に、協議案件である議案第55号 平成25年度本巢市一般会計補正予算（第2号）について及び認定第1号 平成24年度本巢市一般会計歳入歳出決算について協議しましたが、委員からの質疑はありませんでした。

次に、教育委員会関係の協議案件に移り、議案第55号 平成25年度本巢市一般会計補正予算（第2号）について及び認定第1号 平成24年度本巢市一般会計歳入歳出決算について協議しましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

なお、以上の文教福祉委員会への付託案件及び協議案件のほかに執行部から、1つ、浅木地内におけるヒ素による土壌汚染について、1つ、糸貫東幼稚園の施設整備に係る進捗状況について、1つ、中野会館整備工事について、1つ、平成24年度本巢市教育委員会事務事業の点検評価結果報告書についての報告がありました。

以上、文教福祉委員会の報告といたします。

議長（後藤壽太郎君）

次に、総務企画委員会の報告を委員長に求めます。

総務企画委員会委員長 安藤重夫君。

総務企画委員会委員長（安藤重夫君）

それでは、総務企画委員会からの諸般の報告を行います。

9月3日午前9時から、本庁3階第1委員会室において総務企画委員会を開催いたしました。

委員会には委員6名全員が出席し、議案説明のため、藤原市長、青木副市長、各所管部長、ほかに関係職員の出席を求め、付託案件1件、協議案件2件について慎重に審査、協議をいたしました。

初めに、総務企画部関係の付託案件である議案第49号 本巣市税条例の一部を改正する条例についての審査を行いました。

続いて、協議案件である議案第55号 平成25年度本巣市一般会計補正予算（第2号）のうち、総務部に属する予算について協議をいたしました。質疑等はありませんでした。

認定第1号 平成24年度本巣市一般会計歳入歳出決算についての協議では、市税の滞納繰越額についての質疑がありました。

続いて、企画部関係の議案の協議に移り、議案第55号 平成25年度本巣市一般会計補正予算（第2号）のうち、企画部に属する予算について補足説明を受けた後、協議をいたしました。委員からはマスコットキャラクター舗装の今後の実施についての質疑がありました。

次に、認定第1号 平成24年度本巣市一般会計歳入歳出決算について補足説明を受けた後、協議をいたしました。委員からは、現在の本巣市の財政状況について、財政調整基金の適正な積立額などについての質疑がありました。

以上、報告をいたします。

議長（後藤壽太郎君）

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第3 議案第49号（委員長報告・質疑・討論・採決）

議長（後藤壽太郎君）

日程第3、議案第49号 本巣市税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第49号については、総務企画委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

総務企画委員会委員長 安藤重夫君。

総務企画委員会委員長（安藤重夫君）

総務企画委員会の報告をいたします。

議案第49号 本巣市税条例の一部を改正する条例について、審査と経過を報告いたします。

委員からは、改正による本市の影響についての質問に対し、執行部から、公的年金からの特別徴

収制度の見直しについては、市外への転出後も特別徴収は継続させる改正であり、税額への影響はない。また、金融証券課税等の一体化のための改正については、本業市民が保有する特定公社債等の状況が不明であり、経済状況にも左右されるため、本市への影響額は推計できない旨の説明がありました。

次に、委員から、平成29年1月1日から適用される改正もあるが、今、改正する理由は何かとの質問には、執行部からは地方税法施行上、施行令の改正に基づき改正するものであるとの説明がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上、報告をいたします。

議長（後藤壽太郎君）

それでは、これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

18番 鵜飼君。

18番（鵜飼静雄君）

本件につきましては、8月21日の質疑で幾つか申し上げましたが、重複は避けませんが、いずれにしてもこの改正は、従来の富裕層優遇の税制を、若干形を変えましたけれども、引き続きその代替措置として進めていこうというのが中心的な内容になっているということから、本案については反対をいたします。

議長（後藤壽太郎君）

ただいま反対の発言がありました。

原案に賛成の発言はありませんか。

〔挙手する者あり〕

16番 大西君。

16番（大西徳三郎君）

今、反対の討論がありましたけれど、賛成の討論を行います。

提案理由にもありますけれど、地方税法施行令の一部を改正する政令ということで、それに伴って改正してきておるといふことで、何ら異を唱えるものではないと私は思っております。よって、賛成をいたします。

議長（後藤壽太郎君）

ほかに討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは、討論を終わります。

これより議案第49号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、議案第49号 本巢市税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定をしました。

日程第4 議案第50号及び日程第5 議案第51号（委員長報告・質疑・討論・採決）

議長（後藤壽太郎君）

日程第4、議案第50号 本巢市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例及び日程第5、議案第51号 本巢市子ども・子育て会議条例についてを一括議題といたします。

議案第50号及び議案第51号については、文教福祉委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

文教福祉委員会委員長 舩渡洋子君。

文教福祉委員会委員長（舩渡洋子君）

それでは、文教福祉委員会から報告をいたします。

議案第50号 本巢市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果について報告します。

委員からの改正による延滞金への影響についての質問に対して、執行部から、平成26年1月1日以降、延滞金の率が引き下げられ、延滞金の額は下がることになる。具体的には、納期限後3カ月以内の延滞金の率は4.3%から3%に引き下げられ、3カ月を超える場合は14.6%から9.3%に引き下げられることになるとの説明がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続きまして、議案第51号 本巢市子ども・子育て会議条例について、審査の経過と結果について報告します。

補足説明の後、質疑を行いました。委員からの、この条例で設置する本巢市子ども・子育て会議の対象となる子どもの範囲についての質問には、執行部から、子ども・子育て会議は就学前の子どもを対象とした事務を審議するための機関であるとの回答がありました。

また、第3条に規定する委員の人選については、幅広い方々から選出するよう要望がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、御報告します。

議長（後藤壽太郎君）

それでは、議案第50号 本巢市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを議

題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第50号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第50号 本巢市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定をしました。

議案第51号 本巢市子ども・子育て会議条例についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

3番 黒田君。

3番（黒田芳弘君）

3条にございます委員の件でございますが、委員は15名以内ということで組織するというふうに書いて、次の5項目ですか、人を市長が任命し、委嘱するというふうに書いてございますが、この具体的な選任の経過と申しますか、方法と申しますか、それについてお伺いしたいと思います。

議長（後藤壽太郎君）

委員長、船渡君。

文教福祉委員会委員長（船渡洋子君）

まだそこまで具体的には進んでいないと思いますので、執行部のほうからお答えがありましたら、よろしくお願いたします。

議長（後藤壽太郎君）

それでは、健康福祉部長 林正男君。

健康福祉部長（林 正男君）

今、御質問の選任の関係ですけど、委員長がおっしゃられましたとおり、まだこれから検討していくということでございますので、よろしくお願いをいたします。

議長（後藤壽太郎君）

そのほかありませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは、質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第51号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第51号 本巢市子ども・子育て会議条例については、原案のとおり可決することに決定をしました。

日程第6 議案第52号（委員長報告・質疑・討論・採決）

議長（後藤壽太郎君）

日程第6、議案第52号 本巢市水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第52号については、産業建設委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

産業建設委員会委員長 鵜飼静雄君。

産業建設委員会委員長（鵜飼静雄君）

それでは、議案第52号 本巢市水道事業給水条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果について報告します。

本案については、委員からの質疑等はなく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、報告します。

議長（後藤壽太郎君）

それでは、これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

8番 安藤君。

8番（安藤重夫君）

今までは毎月の検針をしておったということで、それを偶数月に改めるということで、検針員の方々の手数料が半分ということになると思いますが、県下の市町の検針員のそういった検針の、毎

月やっておられるのか、偶数月にやっておられるのか、奇数月にやっておられるのか。要するに、1年を半分で検針するということですが、いかがでしょうか。

議長（後藤壽太郎君）

鵜飼委員長。

産業建設委員会委員長（鵜飼静雄君）

十分理解できませんが、要するに、よそはどういうふうに行っているということですか。

8番（安藤重夫君）

検針員が引き続いて、偶数月でも奇数月でもいいんだけど、引き続いてやってもらえるかというの確認ですが。

産業建設委員会委員長（鵜飼静雄君）

この条例が決まれば、それにあわせて検針員との話し合いがなされていくということなので、まだ委員会の段階で、今やってみえる方が半分になるからもうやめたとか、引き続きやるとかいう状況ではまだないので、そういったことは話題にもなりませんでした。

委員会の報告としてはそういうことです。

〔挙手する者あり〕

議長（後藤壽太郎君）

3番 黒田君。

3番（黒田芳弘君）

検針が半分になっていくということですね。それで引き落としというか、水道料の支払いですね、それはどうなっていくんですか。

議長（後藤壽太郎君）

鵜飼委員長。

産業建設委員会委員長（鵜飼静雄君）

結論から言うと、先ほど報告しましたように、委員会では質疑はなかったので、そのことについてももちろんなかったわけでありませぬけれども、今、水道料金も基本的に同じ形で、毎月の引き落としにはなっていないと思うんです。だから、基本的には変わらないんです。だから、変わるとすれば先ほど安藤議員が言われた、検針員の手当が単純に言えば半分になると。

ただ、そのことについてどうしていくかというのは、これからの課題であるというふうに思っておりますけれども、委員会でそのことについての論議はなかったです。

議長（後藤壽太郎君）

そのほかございませんか。

〔挙手する者なし〕

それではないようですので、これで質疑を打ち切ります。

それではこれより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第52号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第52号 本巢市水道事業給水条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

日程第7 議案第55号（質疑・討論・採決）

議長（後藤壽太郎君）

日程第7、議案第55号 平成25年度本巢市一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

18番 鵜飼君。

18番（鵜飼静雄君）

1点伺いますが、母子生活支援施設措置費の負担金が当初予算137万7,000円で今回補正が285万1,000円ということで、総事業費としては当初予算の3倍になるわけではありますが、その内容はどのようなものなのか、まずお伺いしたいと思います。

議長（後藤壽太郎君）

答弁を、健康福祉部長 林正男君。

健康福祉部長（林 正男君）

ただいまの御質問、母子生活支援施設措置費の負担金が285万1,000円補正で計上させていただいたということで、その状況につきまして御説明をさせていただきます。

当初予算では、1世帯、母子が3名分の入所を想定いたしまして、施設に対する措置費としまして月額31万8,770円、3カ月分で合計95万6,310円というものを計上しておりました。

この事業に該当する事案が5月より発生をいたしまして、その内容が、1世帯でございますが、母子の2人分ということで、施設からの措置費が月額で34万6,040円、それでこの5月から来年の3月までということで、11カ月分で380万6,440円が実際に必要になることになりまして、当初計上してありました95万6,310円を引きました残りが285万1,000円ということで、今回補正で計上させていただいたものでございます。

この事業費は、一応国が2分の1、そして県が4分の1の補助対象事業であるということでございます。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（後藤壽太郎君）

鵜飼君。

18番（鵜飼静雄君）

あわせてもう1点伺いますが、この母子生活支援施設というのは、生活に困った世帯、あるいはDVによるシェルター的な施設ということで利用されているわけでありますけれども、このおとし、当初の1世帯、また追加の1世帯、それぞれの施設利用の原因というのは、生活困窮ということでしょうか。

議長（後藤壽太郎君）

健康福祉部長 林君。

健康福祉部長（林 正男君）

この世帯につきましては、生活困窮世帯ということでございます。

議長（後藤壽太郎君）

そのほか質疑ありませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第55号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第55号 平成25年度本巢市一般会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決することに決定をしました。

日程第8 認定第1号（質疑・討論・採決）

議長（後藤壽太郎君）

日程第8、認定第1号 平成24年度本巢市一般会計歳入歳出決算についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

18番 鵜飼君。

18番（鵜飼静雄君）

では、3点伺います。

1つは、シルバー人材センター補助金530万がございしますが、シルバー人材センターというのは今は公益法人というふうになっています。その場合に、公益目的ということで23の事業、23といいましても23番目は前各項に掲げるものほかということになっていますので、実質的には22の事業が指定されています。

聞くところによりますと、シルバー人材センターで特定の個人の政治的な文書の配布を請け負ったということですが、22の事業のどれに当てはまるんだらうかということを考えておりました、非常に理解に苦しんだところであります。こういうような誤解を受ける、あるいは疑問を持たれるような事業の請負については、慎重を期すべきであらうというふうに思いますが、いかがでしょうか。

2つ目ですが、寝たきり老人等の介護慰労金、これが24年度縮小されました。24年度は、金額としては1,744万円、前期の支給者が206人、後期の支給者が217人という状況でありますけれども、23年度と比べてどうなのか、お伺いします。

3つ目に、樹木補償についてであります。特に柿の関係でありますけれども、最近耳にしたところによりますと、この樹木補償というのは、中部地区の用地対策連絡協議会の損失補償算定標準書に基づいて行われていると思っておりますが、柿についていえば、ほかのことはよくわかりませんが、とりあえず柿について聞きましたのでこれについてお伺いしますが、なぜか24年度は極端に低くなっているということでもあります。

例えば15年木の場合、23年度は4万円余りだったのが24年度は5,000円余りに、また25年木は3万数千円のもの6,000円ほどにというふうに、10分の1近く、あるいは6分の1というぐあいに、本当に信じられないくらい低くなっていると聞いています。25年度はおおむね従前に近く戻ったということですが、今後のことも含めてちょっとお伺いしたいんですが、24年度のように異常に低額になった場合、たまたまそのときに用地買収にかかった。その場合に、その1年後であれば、あるいは1年前であればその6倍、10倍くらいの補償が受けられるというような状況を生むとすれば、これは不公平感を増すということになってまいります。

こうした激変緩和を考えていく必要があるのではないかとということで、国に対して求めていくと同時に、市としても何らかの手だてを、こういうような場合には考えられないだらうかということについてお伺いをいたします。

議長（後藤壽太郎君）

それでは、3点の質問のうち、1、2については健康福祉部長 林正男君に答弁を求めます。
林正男君。

健康福祉部長（林 正男君）

それでは、1点目のシルバー人材センターの件でございます。

内容等につきまして疑問等が生じたときには、その時点で十分精査をいたしまして、適切な判断をしていきたいというふうに考えております。

それと、2点目の寝たきりの慰労金についてということですが、23年度の実績額が

1,849万6,000円ということで、昨年の24年度は改正をした後、1,744万円ということでして若干金額が下がったわけですが、余り歳入に差がないということで、この状態をどうなのかというようなことだと思いますが、今後、利用状況等実態を見ながら、今後また検討をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いをいたします。

議長（後藤壽太郎君）

3点目の樹木補償についての答弁を、産業建設部長に求めます。

産業建設部長 大熊秀敏君。

産業建設部長（大熊秀敏君）

柿の損失補償につきましては、議員御指摘のとおり、中部地区用地対策連絡協議会損失補償算定標準書に基づいて算定をさせていただいておるところでございます。

23年度までにつきましては、議員おっしゃいましたように、今まで大きな変動がございませんでしたが、24年度については、私どもも驚くほど、今までの2割弱ぐらいの単価で出ておりましたのは事実でございます。24年度につきましては、補償の樹木、柿につきましては、ある程度、24年度中についての契約をさせていただいたところについては、柿については割に少なかったものですから、契約者についても御理解をいただいて契約をさせていただいたところでございます。平成25年度につきましては、23年度までの8割程度まで戻っていると思って、ちょっと安心をしたところでございます。

大きな変化について今後どうするかにつきましては、今大体国庫補助等をいただいている関係もございまして、今戻った状態であるので、ことしをどうするかというようなことは考えておりませんが、今後大きな変動があった場合には、市としても検討をしてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

〔挙手する者あり〕

議長（後藤壽太郎君）

鵜飼君。

18番（鵜飼静雄君）

基本的に結構ですけれども、寝たきり老人の問題につきましては、状況だけお伺いしたところ今後のことも答弁されたんで、そこは再質問でお伺いしようと思ったところでもありますけれども、先ほど部長が言われたように、制度を変えたけれども、その影響というのは、金額全体でいえば100万くらいなんですね。ということは、ほんの一部の人を制限したということにしかならない。そういうことを考えれば、あえてこういう改正をする必要はなかったんじゃないかというふうに私は思わざるを得ないんですが、その点でどういうふうに考えてみえるかということをお伺いしようと思ったわけでもありますけれども、先ほど利用状況、あるいは推移を見ながらまた考えると、検討するというよりも推移を眺めていきたいというようなことでございますので、そういった状況をずっと注視しながら、必要な対応があればまた考えてほしいということをお願いいたします。

議長（後藤壽太郎君）

そのほか質疑ありませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

18番 鵜飼君。

18番（鵜飼静雄君）

24年度の予算、あるいは決算につきましては、当初予算のときにいろいろ申し上げましたけれども、当時の反対討論で、特に介護慰労金の問題とか、あるいはながみねの件とか幾つか上げて、その進め方に問題があるということを指摘いたしました。

介護慰労金については、今状況をお伺いしましたとおり、本当にあえてやる必要はなかったんだろうと。仮にやるにしても、もっとやり方があったんじゃないかということを改めて感じています。

そういう意味で、当初予算のときに反対した討論の内容が、そのまま今回も残念ながら当てはまるのではないかというふうに考え、本案については反対をいたします。

議長（後藤壽太郎君）

ただいま反対の発言がありました。

原案に対する賛成の発言はありませんか。

〔挙手する者あり〕

大西君。

16番（大西徳三郎君）

私は反対をする理由がありませんので、賛成をいたします。

議長（後藤壽太郎君）

そのほか討論ありませんか。

〔挙手する者なし〕

これで討論を終わります。

これより認定第1号を採決します。

本案を原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、認定第1号 平成24年度本巢市一般会計歳入歳出決算については、原案のとおり認定することに決定をしました。

日程第9 認定第2号及び日程第10 認定第3号（委員長報告・質疑・討論・採決）

議長（後藤壽太郎君）

日程第9、認定第2号 平成24年度本巢市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について及び日程

第10、認定第3号 平成24年度本巢市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についてを一括議題といたします。

認定第2号及び認定第3号については、文教福祉委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

文教福祉委員会委員長 船渡洋子君。

文教福祉委員会委員長（船渡洋子君）

それでは報告をいたします。

認定第2号 平成24年度本巢市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、審査の経過と結果について報告します。

補足説明の後、審査に入りましたが、委員からの、繰越金が3億9,000万円と大きく、国保税の見直しを検討してはどうかとの質問に対しては、消費税の増税、TPP参加、保険者一元化問題等もあり、近隣自治体の動向も参考にしながらここ1年は状況を見守りたい。また、国保税は7月からの徴収であり、繰越金は年度当初の運営に充てる必要があるとの回答がありました。

さらに委員から、国保会計には相当額の基金の積み立てがあり、消費税の増税等で加入者の負担がますます重くなることから、少しでも国保税を軽減願いたい旨の要望がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり認定すべきものと決定しました。

続きまして、認定第3号 平成24年度本巢市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、審査の経過と結果について報告します。

補足説明の後、質疑を行いました。委員からの質疑等はなく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり認定すべきものと決定しました。

以上、御報告します。

議長（後藤壽太郎君）

それでは、これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第2号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、認定すべきものであります。本案を原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、認定第2号 平成24年度本巢市国民健康保険特別会計歳入歳出決算

については、原案のとおり認定することに決定をしました。

認定第3号 平成24年度本巢市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第3号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、認定すべきものであります。本案を原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、認定第3号 平成24年度本巢市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算については、原案のとおり認定することに決定をしました。

日程第11 認定第4号から日程第14 認定第7号まで（委員長報告・質疑・討論・採決）
議長（後藤壽太郎君）

日程第11、認定第4号 平成24年度本巢市簡易水道特別会計歳入歳出決算についてから、日程第14、認定第7号 平成24年度本巢市水道事業会計決算についてまでを一括議題といたします。

認定第4号から認定第7号については、産業建設委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

産業建設委員会委員長 鵜飼静雄君。

産業建設委員会委員長（鵜飼静雄君）

それでは報告します。

認定第4号 平成24年度本巢市簡易水道特別会計歳入歳出決算について、審査の経過と結果について報告します。

補足説明の後、審査に入りましたが、委員から、修繕料の不用額に関連して、12月議会の際に緊急修繕が必要であるとのことから増額補正したが、予算の執行状況はどうであったかとの質問に対し、執行部からは、補正により予定していた修繕は全て実施したが、請負差金による不用額が発生したとの回答がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり認定すべきものと決定しました。

続いて、認定第5号 平成24年度本巢市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について、審査

の経過と結果について報告します。

補足説明の後、審査に入りましたが、委員からの質疑等はなく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり認定すべきものと決定しました。

続いて、認定第6号 平成24年度本巢市公共下水道特別会計歳入歳出決算について、審査の経過と結果について報告します。

補足説明の後、審査に入りましたが、委員からの質疑等はなく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり認定すべきものと決定しました。

続いて、認定第7号 平成24年度本巢市水道事業会計決算について、審査の経過と結果について報告します。

補足説明の後、審査に入りましたが、委員から、23年度と比較して年間有収率が3.4%減少しているが、原因は本巢文殊簡易水道事業を上水道事業へ統合したことによるものであるか、それともほかに原因があるのかとの質問に対して、簡易水道の統合によるものであり、昨年度は2カ所本管の漏水を修理し、対応した旨の説明がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり認定すべきものと決定しました。

以上、御報告します。

議長（後藤壽太郎君）

それでは、認定第4号 平成24年度本巢市簡易水道特別会計歳入歳出決算についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第4号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、認定すべきものであります。本案を原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、認定第4号 平成24年度本巢市簡易水道特別会計歳入歳出決算については、原案のとおり認定することに決定をいたしました。

認定第5号 平成24年度本巢市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第5号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、認定すべきものであります。本案を原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、認定第5号 平成24年度本巢市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算については、原案のとおり認定することに決定をしました。

認定第6号 平成24年度本巢市公共下水道特別会計歳入歳出決算についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第6号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、認定すべきものであります。本案を原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、認定第6号 平成24年度本巢市公共下水道特別会計歳入歳出決算については、原案のとおり認定することに決定をしました。

認定第7号 平成24年度本巢市水道事業会計決算についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第7号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、認定すべきものであります。本案を原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、認定第7号 平成24年度本巢市水道事業会計決算については、原案のとおり認定することに決定をしました。

閉会の宣告

議長（後藤壽太郎君）

以上で、本会議に提出されました案件は全て終了をいたしました。

これをもちまして、平成25年第4回本巢市議会定例会を閉会といたします。18日間にわたりまして、大変御苦労さんでした。

午前10時05分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員